

Compliance Guidance

(コンプライアンス・ガイダンス)

Ver. 1. 1

防衛省 防衛監察本部

平成19年12月

2 入札談合があるかもしれない？チェック項目について

民間事業者同士の入札談合が行われていないか、普段から注意を払っておくことが、官製談合防止のための第一歩です。

○ 落札結果に何らかの規則性が見られる状況があるかどうか？

- 《例》
- 入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づき落札
 - 入札参加者の落札回数が均等
 - 受注回数にかかわらず、各入札参加者の過去の年度ごとの受注がほぼ均一

○ 不自然な状況が常に見られる状況があるかどうか？

- 《例》
- 複数回の入札ごとに1番札が同じ事業者
 - 入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するという不自然な状況が常に見られる。

○ 入札参加者間の落札ルールの存在が伺え、これを裏付ける具体的な資料の提供を受けているかどうか？

- 《例》
- 過去の入札結果を調べたところ、いずれも前回工事の関連業者が継続して落札

◎ 独占禁止法に違反すると疑うに足る談合情報があるときは、公正取引委員会に通報しなければなりません。

公正取引委員会に対する情報提供にあたっての留意事項

○ 個別事案に関して、公正取引委員会に通報した事実は明らかにしない。

○ 談合情報があった場合、「必ず事情聴取を行う」こととしない。
(理由)

事業者には調査を行っているという事実を知られると、公正取引委員会へ通知されるという予見を与えることにより、その後の審査に支障をきたす可能性があること。つまり、事業者による証拠隠滅を容易にすることになるため。

私たちが法令違反行為に接したら？

公益通報者保護制度について

1 なぜ公益通報者保護制度が必要なのでしょう？

防衛省における法令違反行為は、その発生後、防衛省内外において想定される様々なリスクを考えた場合、普段からそれが発生しないよう防止に努めることが一番であることはいうまでもありません。

しかし、万が一、防衛省において法令違反行為が生じた場合には、直ちにその内容を明らかにし、是正しなければなりません。

通常、法令違反行為を明らかにするためには、法令違反行為について調査を行う必要がありますが、外部からの情報により法令違反行為の全容を伺い知ることは限界があります。

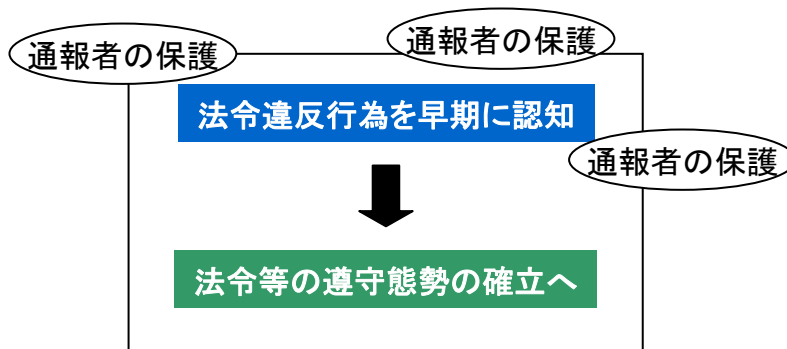
他方、法令違反行為により近い立場にある職員からの情報を促すことで、信憑性の高い事実の把握を期待することができます。

しかしながら、職員が職務遂行の過程の中で法令違反行為に関する情報に接したとしても、その後、これを通報することが容易に明らかにされ、そのことで、通報者が職場において嫌がらせなどを受ける場合には、結果的にその職員の通報を断念させ、結局法令違反行為を早期に摘み取る機会を永遠に逸してしまう可能性すらあります。

仮にその後、報道等により法令違反行為が明らかになった場合には、これまで見てきたとおり、個人、組織にとっても受けるダメージは甚大なものとなります。

このように、公益通報者保護制度は、法令違反行為の通報を行おうとする職員の利益を守ることによって法令違反行為についての通報を促し、この結果、早期に是正措置を採ることを可能とし、最終的には防衛省全体の利益を守ることにつながるのです。

参照：別紙第7-1 「公益通報の処理の流れ」
別紙第7-2, 3 「公益通報窓口一覧」



2 公益通報のポイント

□ 1 通報者の要件

防衛省の職員
(なお、これ以外の防衛省内の派遣社員等も含まれます。)

私たち職員のこと
です。

□ 2 通報内容に応じた保護要件

全ての法令違反行為
(法令違反のおそれがある場合を含む)
(一例)

- ・ 大麻や覚せい剤を所持し、譲り受け、譲り渡し又は使用すること
(「大麻取締法」「覚せい剤取締法」違反)
- ・ 訓練等で小銃を所持する自衛官が、けん銃等を所持することができない者に対し小銃を貸すこと
(「銃砲刀剣類所持等取締法」違反)
- ・ 建造物や装備品の入札の際、公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合すること
(「刑法」違反)
- ・ 飛行場内の一定の物件に設置が義務付けられている航空障害燈の管理方法が適切でないこと
(「航空法」違反)
- ・ 予算執行職員が、カラ出張に関する旅費を支給すること
(「予算執行職員等の責任に関する法律」違反)
- ・ 自衛隊員が、防衛秘密を漏えいすること
(「自衛隊法」違反)

自衛隊法も含む全
ての法令です。

□ 3 保護要件

金品を要求したり、他人をおとしめるなどの不正の目的でないこと

不正目的でないこと
が要件です。

□ 4 留意事項

他人の正当な利益を侵害しないように配慮することが必要です。

利益とは、名誉、信
用、プライバシー等
のことです。

□ 5 通報者の個人情報保護

防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令
(平成18年防衛庁訓令第49号)

(公益通報に係る情報の保持)第34条

公益通報の処理及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者は、公益通報に係る情報を正当な理由なく提供してはならない。

通報者の個人情報
は守られます。

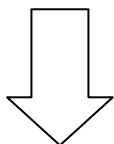
公益通報をしたことを理由とする **免職** の **禁止**
不利益取扱い

- ※ 不利益取扱いの例
- ・ 降格、減給
 - ・ 嚴重注意、自宅待機命令
(懲戒処分に該当しないもの)
 - ・ 不利益な配置の変更
 - ・ 専ら雑務に従事させる等
就業環境を害すること
 - ・ 退職の強要
 - ・ 退職金の減額・没収(退職
者の場合)

官製談合を行うと・・・

防衛省としての行動

官製談合を行った職員の責任

公取委による防衛大臣
に対する改善措置請求懲戒処分や損害賠償
請求のための調査

調査結果の公表

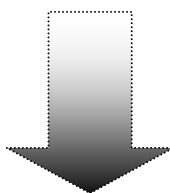
刑事上の責任：

- 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
(官製談合防止法：職員による入札等の妨害)
- 3年以下の懲役又は500万円以下の罰金
(独占禁止法：不当な取引制限)
- 2年以下の懲役又は250万円以下の罰金
(刑法：競売入札妨害又は談合)

→ これらは検察官等による逮捕を伴うことがあります。

行政上の責任：懲戒処分

民事上の責任：損害賠償



防衛省全体の信頼失墜

官製談合になりうる行為類型

入札談合等関与行為の例

談合の明らかな指示

- 事業者の年間受注目標金額を決め、これをもとに、これから発注する工事や商品について、個別に受注する事業者を決め、これに従うよう入札参加事業者に伝達すること。

受注者の意向表明

- これまでの事業者の受注実績やOB職員の在籍数をもとに、これから発注する工事や商品について、受注すべき事業者名について、意向を示すこと。

秘密情報を漏らすこと

- 公表前の段階で
 - ・ 工事・商品の設計価格や予定価格
 - ・ 他の入札参加者や指名業者名
 - ・ 今後の発注概算額
 - ・ 指名に関する内部説明資料等を伝えること。

入札談合を助けること

- 受注予定者を決めた後に、発注担当部局に対して落札者名及び工事を伝え、必ずこの事業者を指名に加えるように求めること。

職員による入札等の妨害の例

入札の公正を害すること

- 発注機関職員が
 - ・ 談合に応じる業者のみを指名する
 - ・ 予定価格等の入札に関する秘密情報を漏えいする
 - ・ 談合を行うよう唆すような行為

公益通報の処理の流れ

